

# 民法

## 1. 民法とは

民法は、売買、貸借、保証、交通事故、結婚・離婚、相続といった私的生活関係一般に妥当する基本的なルールを定めた法律であり、私法の一般法とも呼ばれる。

なお、私的生活関係を対象とした法律には、民法の他にも、商法、会社法、労働基準法などがあり、これらの法律は、ある特定の対象に限定して私的生活関係を規律しているため、一般法である民法に対し、特別法として優先的に適用される。

## 2. 民法の構造

### (1) 債権と物権

民法は、全ての私的生活関係を、権利及びその裏返しとしての義務という概念を用いて規律しており、権利には債権と物権がある。

債権とは、一定の債権関係における当事者間に認められる相対的な権利であり、売買契約に基づく代金支払請求権（555条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）などがその例である。

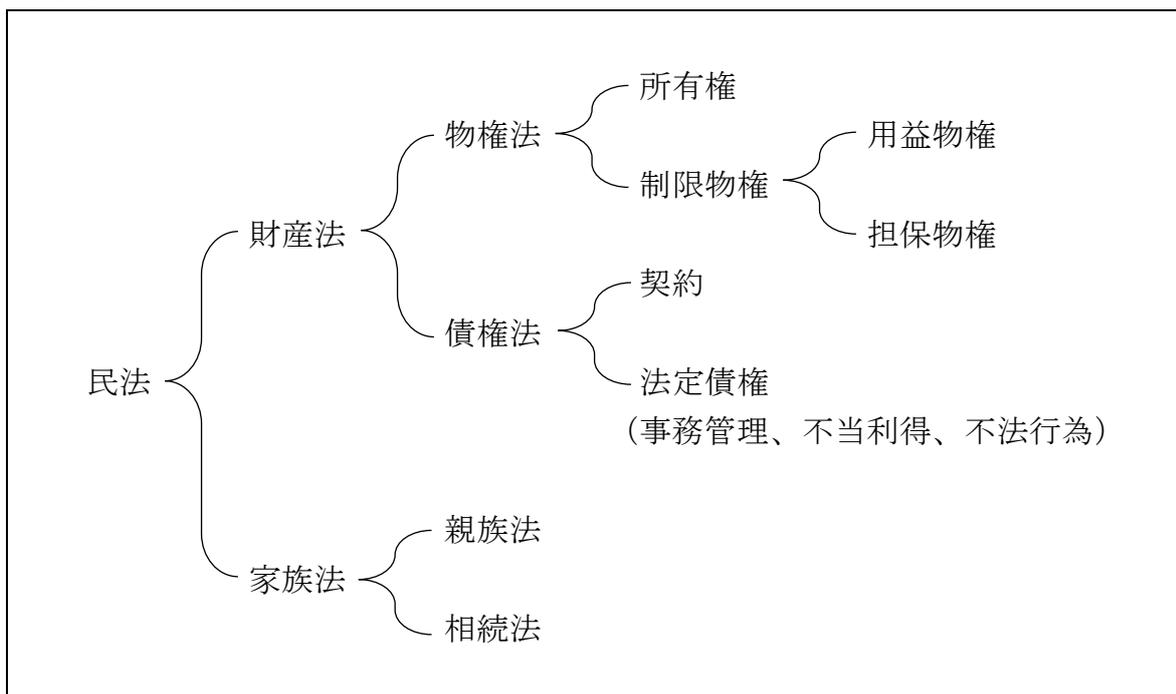
物権とは、物に対する絶対的な権利であり、所有権（206条）、抵当権（369条）、地上権（265条）などがその例である。

民法のうち債権について規律したものを債権法といい、物権について規律したものを物権法という。これらをまとめて、財産法という。

### (2) 財産法と家族法

民法は、一番大きな分類によると、財産法（債権法・物権法）と家族関係についての規定である家族法（親族法・相続法）に分類される。

[民法の体系]



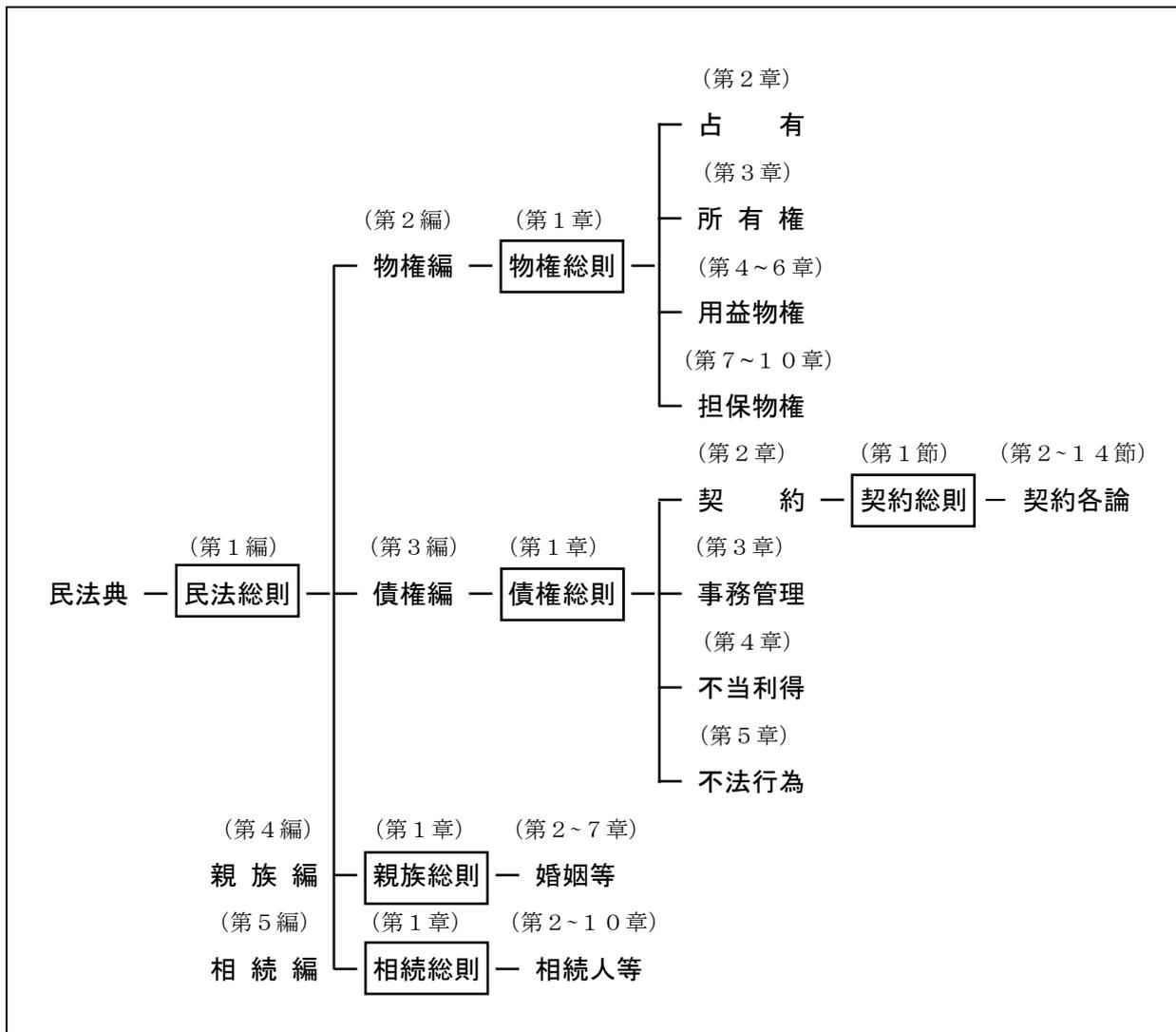
### (3) パンデクテン方式

民法は、第1編（総則）に、第2編（物権）・第3編（債権）・第4編（親族）・第5編（相続）全般に共通する規定を設け、さらに、第2編～第5編ごとに、それぞれの分野に共通するルールを第1章（〇〇総則）として規定している。これを、パンデクテン方式という。

例えば、第2編（物権）～第5編（相続）では、詐欺取消しが問題となる場面があり得るところ、第2編（物権）、第3編（債権）、第4編（親族）、第5編（相続）ごとに詐欺取消しに関する規定を設けるのではなく、これらを対象とする一般的ルールとして、第1編（総則）において詐欺取消しに関する規定（96条）が設けられている。

また、第3編・第2章（契約）には、贈与、売買、消費貸借、賃貸借、請負、委任といった13種類の典型契約が定められているが、これらの契約全般に共通するルールも、契約ごとに定めるのではなく、第1節（契約総則）として定められており、契約ごとに固有のルールは、第2節以降の契約各論として、契約ごとに定められている。

[民法典の構成]



出典：内田貴「民法1 - 1 総則」第5版24頁

### 3. 基本的な枠組み

民法の問題の大部分は、究極的には、「AはBに対して、〇〇という請求をすることができるか。」という、ある者から別の者に対する特定の内容の請求をすることの当否を問うものである。

請求には、法律上の根拠が必要であり、法律上の根拠を欠く請求は認められない。

請求には、債権的請求権と物権的請求権があり、前者については債権法が、後者については物権法が定めている。

請求は法律上の要件を満たした場合にのみ認められるのだから、請求の当否は、「請求の内容」→「請求の根拠規定」→「根拠規定が定める法律要件を満たすか」というプロセスを経て検討することになる。

### 4. 法律の趣旨

#### (1) 法律の世界では論理ではなく価値判断が先行している

法律の世界では、論理ではなく価値判断が先行しており、妥当な結論を導くための道具として法律が存在する。法律全体、分野、個々の条文、条文に関する解釈の全てに共通することである。

ここでいう価値判断とは、法律、分野、条文ごとの趣旨を意味する。特に民法では、分野・条文ごとの趣旨が極めて重要であり、また、他科目に比べて趣旨をイメージしやすい。

例えば、

- ・ AがBから絵画甲を代金100万円で購入した
- ・ 代金支払時期と引渡時期について特に合意しなかった
- ・ BからAに対して絵画甲が引渡されていない

という事案において、AがBに対して絵画甲の引き渡しを求めてきた場合、Bは「代金の支払いと引き換えでなければ、絵画甲を引き渡さない」と主張して絵画甲の引き渡しを拒むことができるかという問題については、533条本文が、双務契約における当事者間の公平を確保するために、「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行……を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。」と規定している。これを、同時履行の抗弁権という。

Bは代金の支払いを受けなくてもAに絵画甲を引き渡さなければならないという結論になった場合、Bは、絵画甲を手放したにもかかわらずAから代金の支払いを受けることができないという危険に晒されることになる。このような結論はAB間の公平に反するから、BがAから代金の支払いを受けるまで絵画甲の引き渡しを拒めるというルールが設けられているわけである。

#### (2) 典型例

法律の分野、個々の条文ごとの趣旨としては、取引安全、静的安全（⇔取引安全）、信頼保護、当事者間の公平、被害者救済などが重要である。これらの考えは、民法の学習において頻繁に登場する。

以下は、これらの趣旨に対応する条文の典型例である。

### <静的安全>

#### 第96条（詐欺又は強迫）

- ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- ② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- ③ …（略）…

### <取引安全>

#### 第96条（詐欺又は強迫）

- ①、② …（略）…
- ③ 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

### <信頼保護>

#### 第522条（契約の成立と方式）

- ① 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。
- ② 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

#### 第523条（承諾の期間の定めのある申込み）

- ① 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。
- ② 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

### <当事者間の公平>

#### 第533条（同時履行の抗弁）

双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

### <被害者救済>

#### 第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

## 5. 基本的な着眼点

### （1）原則・例外

条文にも解釈にも共通するものとして、「原則・例外」という構造がある。

例えば、533条は、双務契約の当事者間の公平を確保する趣旨から、本文において、「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に

代わる損害賠償の債務の履行を含む。)を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。」として同時履行の抗弁権を認めている一方で、但書において、「ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。」として同時履行の抗弁権を否定している。

例えば、AがBから絵画甲を代金100万円で購入し、売買契約において「Aの代金支払期日は7月10日、Bの引渡期日は7月1日とする」旨の特約がある場合において、7月1日、AがBに対して絵画甲の引き渡しを求めた際に、Bが代金支払債務との同時履行を主張することができるとするならば、Aは、履行期が経過していない代金支払債務の履行を間接的に強制されることになるが、このような事態はかえってAB間の公平に反する。だからこそ、533条は、但書において、「ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。」と規定し、同時履行の抗弁権を否定しているのである。

また、条文の解釈をする際の論証でも、「原則・例外」という構造が用いられる場合がある。典型例は、条文の類推適用が問題となる場面である。

#### <論証例>

確かに、△△という場合には、〇〇条の□□という文言に当たらないから、〇〇条を直接適用することはできない。

しかし、〇〇条の趣旨は、××である。

そして、××という趣旨は、△△という場合にも妥当する。

そこで、〇〇条は△△という場合にも類推適用できると解する。

#### (2) 必要性和許容性

ある条文の解釈をする際には、その解釈が正しいことを説明する必要があり、これを「論証」という。

論証は、「解釈の理由→解釈の結論」から成っており、「解釈の理由」は、必要性(結論の妥当性)と許容性(理論的な根拠)を基本構造とする。

論証によって、必要性和許容性のどちらに重点を置くべきかが異なることもあるし、必要性和許容性のいずれか一方しか用いない場合もあるが、本来は、妥当な結論を導くためにそのように解釈する必要性があり、かつ、そのような解釈を許容できるだけの理論的な根拠(条文の趣旨、文言、条文相互の関係など)がある場合に初めて、その解釈が認められるのである。

## 6. 短答式のチャレンジ問題

### <問題>

次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○を、誤っている場合には×を選びなさい。

ア. Aは、Bから騙されて売買契約を締結した場合において、Bから騙されたことについてAに重大な過失があるときは、Bの詐欺を理由に売買契約を取り消すことができない。

イ. Aは、Bから騙されて売買契約を締結した場合において、Aに対して100万円の貸付債権を有しているCは、Bの詐欺を理由にAB間の売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aは、Bから強迫されて売買契約を締結した場合において、Bの強迫を理由に売買契約を取り消すことができるが、その前にCがBから売買契約の目的物を譲り受けており、CがBの強迫について過失によることなく知らなかったときは、その取消しをCに対抗することができない。

### <正答・解説>

ア. ×

Aは、Bから騙されて売買契約を締結したのだから、「詐欺…による意思表示」をしたといえる。

そして、詐欺取消しの場合には、錯誤取消しの場合と異なり、表意者に重大な過失がないことは取消しの要件ではない（95条3項対照）。そのため、Bから騙されたことについてAに重大な過失があることは、詐欺取消しを妨げる事情にならない。

したがって、Aは、96条1項に基づいて、Bの詐欺を理由に、「瑕疵ある意思表示をした者」（120条2項）として、AB間の売買契約を取り消すことができる。

よって、選択肢アは誤っている。

イ. ×

確かに、Aは、Bから騙されて「詐欺…による意思表示」をしているから、96条1項に基づいて、Bの詐欺を理由に、「瑕疵ある意思表示をした者」（120条2項）として、AB間の売買契約を取り消すことができる。

しかし、詐欺を理由とする取消権者は、「瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人」に限られる（120条2項）ところ、CはAに対して債権を有するにとどまり、「瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人」

のいずれにも当たらない。

したがって、Cは、Bの詐欺を理由にAB間の売買契約を取り消すことができない。

よって、選択肢イは誤っている。

なお、Aが無資力の場合には、Cは債権者代位権（423条）に基づいてAのBに対する取消権を代位行使し得るが、本肢にはAが無資力であるという事情はないから、Cによる取消権の代位行使は認められない。

#### ウ. ×

Aは、Bから強迫されて「強迫による意思表示」をしているから、96条1項に基づいて、Bの強迫を理由に、「瑕疵ある意思表示をした者」（120条2項）として、AB間の贈与契約を取り消すことができる。

96条3項は、第三者の取引安全を保護する趣旨で、「前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。」と規定している。そうすると、Aは、Bの強迫について「善意で過失がない第三者」であるCに対して、強迫を理由とする売買契約の取消しを対抗することができないように思える。

しかし、96条3項は、「詐欺による意思表示の取消し」に限定しており、強迫による意思表示の取消しの対抗可能性については制限していない。

したがって、Aは、Cに対して、強迫を理由とする売買契約の取消しを対抗することができる。

よって、選択肢ウは誤っている。

